

特定非営利活動法人 両毛ケアサービス
デイサービスセンター 大地 West
指定通所介護・第一号通所事業
運営規程

(事業目的)

第1条 特定非営利活動法人 両毛ケアサービスが開設するデイサービスセンター 大地 West (以下「センター」という。)が行う指定通所介護及び第一号通所事業の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターで指定通所介護及び第一号通所事業の提供に当たる者(以下「従業者」という。)が要介護又は要支援状態等にある高齢者(以下「要介護者等」という。)に対し、適正な指定通所介護及び第一号通所事業を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 センターの従業者は、要介護者等の心身の特殊性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(事業の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 デイサービスセンター 大地 West
- 2 所在地 栃木県足利市山下町 1395 番地 1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 センターに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、センターの従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 従業者
生活相談員 1名以上
看護職員 1名以上
介護職員 6名以上
機能訓練指導員(看護職員兼務) 1名以上
- 3 事務員 1名
必要な事務は管理者が兼務して行う。

上記資格職員（常勤、非常勤、登録型）とする。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月・火・水・木・金・土
- 2 休日 日・年末年始（12/31～1/3）
- 3 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。
※但し、利用者の需要により営業日、営業時間を変更する場合がある。
- 4 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（利用定員）

第6条 利用定員は40名とする。

（通所介護の内容）

第7条 指定通所介護及び第一号通所事業の内容は次のとおりとする。

- 1 生活指導（相談援助等）
- 2 機能訓練（日常動作訓練）
- 3 介護サービス
- 4 介護方法の指導（家族介護教室）
- 5 健康状態の確認
- 6 送迎
- 7 給食サービス
- 8 入浴サービス
- 9 その他利用者に対する便宜の提供

（利用料等）

第8条 指定通所介護及び第一号通所事業を提供した場合の利用料の額は介護報酬告示上の額とし、当該指定通所介護及び第一号通所事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担額は介護保険負担割合証に記載の負担割合による額とする。

- 1 提供時間に関する短縮・延長は、利用者の希望によりケアマネージャーが調整するものとする。尚、その際の利用料の額は厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該指定通所介護及び第一号通所事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担額は介護保険負担割合証に記載の負担割合による額とする。
- 2 その他の日常生活費・希望に応じた日常生活品を提供させていただいた場合には、実費相当額を別途徴収するものとする。

飲食代、介護用品代、衛生材料費、その他 実費

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、足利市、太田市、桐生市とする。(但し、サービスを提供する上で可能だと判断した場合は、上記の実施地域に限らず行うものとする。)

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者は、指定通所介護及び第一号通所事業の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 1 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- 2 機能訓練室を利用する際には、その旨申し出ること。
- 3 浴室を利用する際には、その旨申し出ること。

(非常災害対策)

第11条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする

- 1 管理者は、防火管理者を選任する。
- 2 防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 3 防火管理者は、年2回避難及び救出その他必要な訓練を行う。

(緊急時における対応方法)

第12条 生活相談員等は、通所介護及び第一号通所事業実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(その他運営に関する重要事項)

第14条 センターは、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり

設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 1 従業者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させる。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項はデイサービスセンター大地Westの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、2010年 8月 1日から施行する。
- この規程は、2012年 4月 1日から施行する。
- この規程は、2013年 5月 1日から施行する。
- この規程は、2014年 4月 1日から施行する。
- この規程は、2016年 4月 1日から施行する。
- この規程は、2017年 4月 1日から施行する。
- この規程は、2018年 4月 1日から施行する。
- この規程は、2019年 4月 1日から施行する。
- この規程は、2020年 4月 1日から施行する。
- この規程は、2024年 1月 1日から施行する。